平成２８年（フ）第５４３号
京都市伏見区新町１丁目534番地
債務者　中井ハツ子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０２号
奈良市南京終町４丁目392番地　ジョイフルハイツ201号
債務者　石田　敏彦
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１３６号
奈良県生駒市北新町６番31号　新生駒マンション　403
債務者　西尾　昭哉
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１３７号
奈良県生駒市北新町６番31号　新生駒マンション　403
債務者　西尾　牧子
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１４１号
奈良県大和郡山市小林町409番地60
債務者　小川眞寿美
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１５０号
奈良県天理市西長柄町413番地　サニータウン201
債務者　安部　博俊
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第４２号
広島県三原市明神２丁目９番14号　スカイラーク102
債務者　高司　史応
1　決定年月日時　平成28年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第１１号
徳島県鳴門市撫養町南浜字蛭子前西163番地ロワイヤル南浜101号、旧住所徳島県鳴門市大津町長江字大手外68番地
債務者　佐藤　竜郎
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５１号
愛媛県松山市松末２丁目18番10号
債務者　市川　沙都
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３６号
福岡県田川市大字伊田2739番地　三井伊田三井伊田団地13―３―２
債務者　岡本　直美
1　決定年月日時　平成28年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第３６号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲1881番地３若葉荘アパート610号
債務者　小嶋　圭二
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第８４号
佐賀県藤津郡太良町大字多良1937番地
債務者　香月麻弥子
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第７号
長崎県対馬市厳原町宮谷154番地
債務者　黒岩　弘紀
1　決定年月日時　平成28年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２８年（フ）第１００号
宮崎市大字赤江72番地１　シルフィードＫＮ―Ｉ201号
債務者　酒井　　優
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１３９号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江7168番地６
債務者　伊藤　信子（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成28年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１５２号
宮崎市希望ケ丘４丁目17番６号
債務者　長谷　敦子
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５７号
茨城県牛久市南２丁目28番地10（牛久ガーデンヴィラＣ―１）
債務者　関　　由佳（旧姓大橋）
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係